

3 5 就学支援の充実について

(文部科学省、農林水産省)

【内容】

- (1) 公立高校の授業料無償制は、国の施策により実施するものであり、全額国庫負担とすること。
なお、公立高校の授業料無償制における政令に規定した「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率」については、その根拠を各地方公共団体に示すとともに、国の財源不足を地方に転嫁しないこと。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得層に対する補助を拡充するとともに、就学支援金支給に要する事務経費を増額すること。
- (3) 教育の機会均等を図るための高校生に対する給付型奨学金制度を創設すること。また、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに、実施にあたっては都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- (4) 高校生修学支援基金事業の実施期間を延長するとともに、専修学校高等課程授業料軽減補助を基金の対象とすること。さらに、基金取崩し割合を撤廃すること。
- (5) 要保護児童生徒に対する就学援助費及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、対象者数の増加を踏まえ、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、対象者数の増加を踏まえ、市町村において必要な就学援助を行えるよう、更なる財源措置の充実を図ること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、衛生管理の徹底などのため、建築単価・基準面積の引き上げや施設改修を交付対象とするなど、充実を図ること。また、学校給食における地産地消の推進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

公立高校の授業料の不徴収は国が全国一律の制度として実施することから、全額国庫負担が原則である。また、文部科学省が国費算定方法の中で示した「大臣が協議して定めた率」は、平成22年度においては、減免等を勘案して地方交付税により措置済みの11.5%を減じたものとしているが、積算根拠が明確にされておらず、各都道府県における平成21年度の減免実績(率)との間に乖離がある。

一方、私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算(1.5倍又は2倍)されるが、全国私立高校の平均授業料年額371,950円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。

国は高校生修学支援基金を活用して低所得世帯等の生徒に対する貸与額の増額及び返還の猶予・免除等を打ち出したが、同基金の設置期間及び残高が限定されているた

め一時的な措置になる可能性があり、給付型奨学金の代替とはならない。

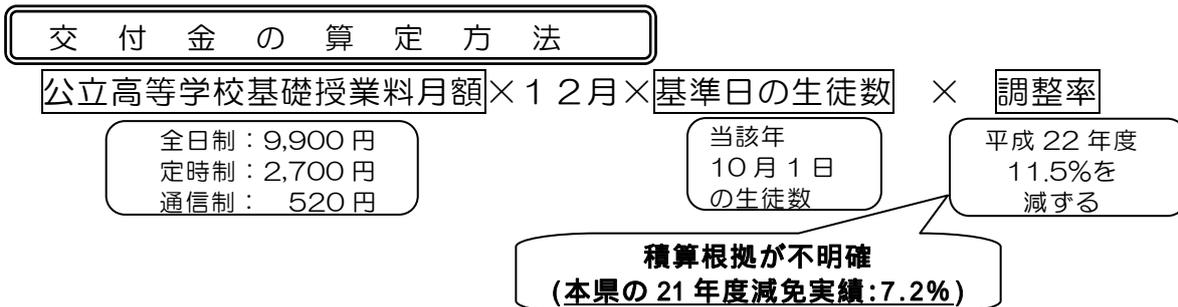
さらに、現行の制度においては、平成20年度に比べ増加した人数に係る補助額には、全額が基金から充当される。しかし、授業料減免に係る補助単価の引き上げや補助要件を拡げたことによる増額分及び入学納付金補助の増額分については、2分の1の充当にとどまっている。

要保護児童生徒に対する就学援助費及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、経済状況の悪化に伴い年々増加し、市町村の財政負担が増加しているにもかかわらず、国庫補助金が補助率2分の1の所要額を満たしていない。特に特別支援教育就学奨励費については、所要額を大幅に下回っている状況にある。

学校給食施設の整備に対して国の交付金制度（新增築1/2、改築1/3）があるが、学校給食衛生管理基準の改正（平成21年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、基準面積は据え置かれ、建築単価も微増にとどまっております。また、既存施設の改修は交付金の対象となっていないことから、市町村の財政負担が大きくなっている。

(参 考)

公立高校 - 不徴収による授業料無償制 -



私立高校等の生徒への就学支援金制度

